

株式会社商工組合中央金庫の 残余株式の処分について

令和 7 年 4 月
財務省理財局

商工組合中央金庫の残余株式の処分について

- 改正商工中金法において、政府は、政府が保有する商工中金株式について、**公布日から2年以内（令和7年6月15日まで）に、できる限り速やかに全部を処分するよう努める**とされている。
- 商工中金株式の売却については、令和5年9月に本分科会にてとりまとめていただいた答申等に沿って、**これまでに2回の一般競争入札を実施**してきた。
 - ・ **2回目入札は、昨年10月にご了承いただいた処分方針に沿って、商工中金にも入札参加資格を付与した上で実施したが、全体の約9割の株式が売れ残っている。**
 - （参考1）これまでの入札結果（全政府保有株式10億1,600万株）
 - 1回目入札 売却株式数：8,570万株、残余株式数：9億3,030万株
 - 2回目入札 売却株式数：2,935万株 残余株式数：9億95万株（残り約89%）
 - ・ **残余株式について、先日（3月26日）、3回目入札の公告を行った。**
 - （参考2）3回目入札のスケジュール（3月26日入札公告）

令和7年 4月 1日～16日	入札受付期間
同 5月 2日～9日	開札～落札者決定
同 6月12日まで	名義書換
 - （参考3）最低申込単位については、主務官庁を通じて株主資格者の声を聞いた上で、より多くの株主資格者が入札参加できるよう1万株とした。
 - ・ **主務官庁である中小企業庁から、このたび、引き続き改正法の趣旨を踏まえた法定期限内の全株売却の必要性**がある旨が示され、それに向けて、中小企業庁が入札資格保有者に入札参加を奨励することや、**商工中金による自己株式取得の方針等が示された。**
 - ・ 入札にあたっては、入札参加資格の確認、開札、落札者との契約等の所要の手続きが必要となる。こうした執行手続きの期間を可能な限り短くし、売却機会を確保してきたが、**今回が法定期限内に実施することができる最後の入札**となる。
- こうした経緯を踏まえ、**法定期限内の全株売却に向けて、入札手続きを適切に進めていく。**

(参考) 商工組合中央金庫の残余株式の処分について

○一般競争入札（3回目）概要（3月26日入札公告）（一部再掲）

- ・ 売却株式数 : 9億95万株（現在保有している政府保有株式全て）
- ・ 入札参加資格：商工中金法第6条第1項に規定されている者（中小企業組合及びその構成員並びに中小企業団体等）又は商工中金 等
- ・ 最低申込単位：1万株
- ・ スケジュールは以下のとおり。

令和7年 3月26日

入札公告

同 4月 1日～16日

入札受付期間

同 5月 2日～

開札

同 5月 9日まで

落札者決定

同 6月12日まで

名義書換

(参考) 商工組合中央金庫の株式の処分について (令和5年9月20日答申概要)

○ **商工中金株式が国民共有の貴重な財産**であることに鑑み、その**売却は公正な価格及び方法により行う**。

① 売却方法

公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、**一般競争入札により売却**することが適当。

② 売却数量

複数回に分けて売却を行う時間的猶予は乏しいため、**政府の保有する株式全てを一度に売却**することが適当。

③ 最低申込単位

申込株式数の最低単位に制限を設定せずに入札を実施すれば、応札者が極めて膨大な数になり円滑な入札執行に支障をきたすおそれがあるため、**最低申込み単位の設定を検討**するべき。

④ 入札予定価格

会計法令に基づき、適切に予定価格を設定するにあたっては、株式の評価が必要。各種の株式評価方法（純資産価額方式、類似会社比準方式等）のいずれかをそのまま適用するのではなく、**各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で、適切に設定**する必要。

今後、これらの点に加え、金融業を取り巻く足許の市場環境の変化や、新たなビジネスモデルの下での商工中金の収益改善も踏まえ、**証券会社（証券アドバイザー）の知見も踏まえて決定**することが適当。

⑤ 入札の実施時期

改正法の趣旨を踏まえて、令和6年度早期の入札の実施を目指す。

⑥ その他売却に当たっての留意事項

商工中金株式は、**株主資格制限があり、広く一般の投資家に売却できない**にも関わらず、**株式数が膨大**であることに加え、改正法の公布日から**2年を超えない範囲内において、できる限り速やかに全部を売却するよう求められている**といった**特殊な事情**がある。こうしたことを踏まえ、売却に当たっては、**円滑な入札執行が可能となるよう配慮すべき**である。

【基本方針】

- 商工中金株式については、改正商工中金法において、**公布日から2年以内（令和7年6月15日まで）に、できる限り速やかに全部を処分**するよう努めるとされているところ、**残余株式も早期に処分**する必要。
- 残余株式についても、答申に沿って、**可能な限り早期に、残余株式全てを対象とした一般競争入札**を行うこととする。
- その際、**期限内の全株売却に向けては、より円滑な入札執行**を行う観点から、答申で言及していない点について**更なる措置が必要**ではないか。また、商工中金が、政策目的の達成に必要な役割を担う特殊会社であることを踏まえ、政策判断を行う立場である**主務官庁の意向も考慮**。

○ **残余株式の処分**にあたっての**更なる措置**については、以下のとおりとしてはどうか。

- **入札参加資格**について、主務官庁の政策的な意向を踏まえつつ、売却先の選択肢を増やす観点から、商工中金法上の**株主資格者である中小企業組合及びその構成員たる中小企業並びに中小企業団体等に加え、商工中金にも入札参加資格**を付与。

(注1) 1回目の入札では、株主構成の多様化を図る観点から、中小企業組合等のみを入札参加資格の対象とし、商工中金への入札参加資格を付与せず。なお、法令上、商工中金が自己株式を取得することは可能。

- 更なる円滑な入札執行に向け、**最低申込単位を引上げ**。

(注2) 1回目の入札において、答申に沿って、円滑な入札執行に支障をきたさぬよう、最低申込単位を設定。

- なお、**入札予定価格**については、商工中金株式が**国民共有の貴重な国有財産**であることに鑑み、**公正な価格で売却**すべく、引き続き**答申の考え方に沿って適切に設定**。